

●国際活動センターからのお知らせ

担当:外国情報部 佐々木眞人

《判決紹介》

中華人民共和国最高人民法院
行政判決書 (2010) 行提字第3号

1. はじめに

本田技研工業株式会社(以下「本田技研」という)は、出願番号:01319523.9、公告番号:CN3222860、名称:「汽車」という意匠特許(以下「本件意匠」という)を中国において取得した。

本田技研は、上記本件意匠を侵害するという理由で、双環汽車股份有限公司(以下「双環公司」という)と、河北新凱汽車製造有限公司(以下「新凱公司」という)とをそれぞれ北京市高級人民法院に提訴した。

それに対し、双環公司と新凱公司とは、それぞれ中国国家知識産権局特許復審委員会(以下「復審委員会」という)に、特許無効審判を請求したところ、復審委員会は、本件意匠が無効であると判断した。

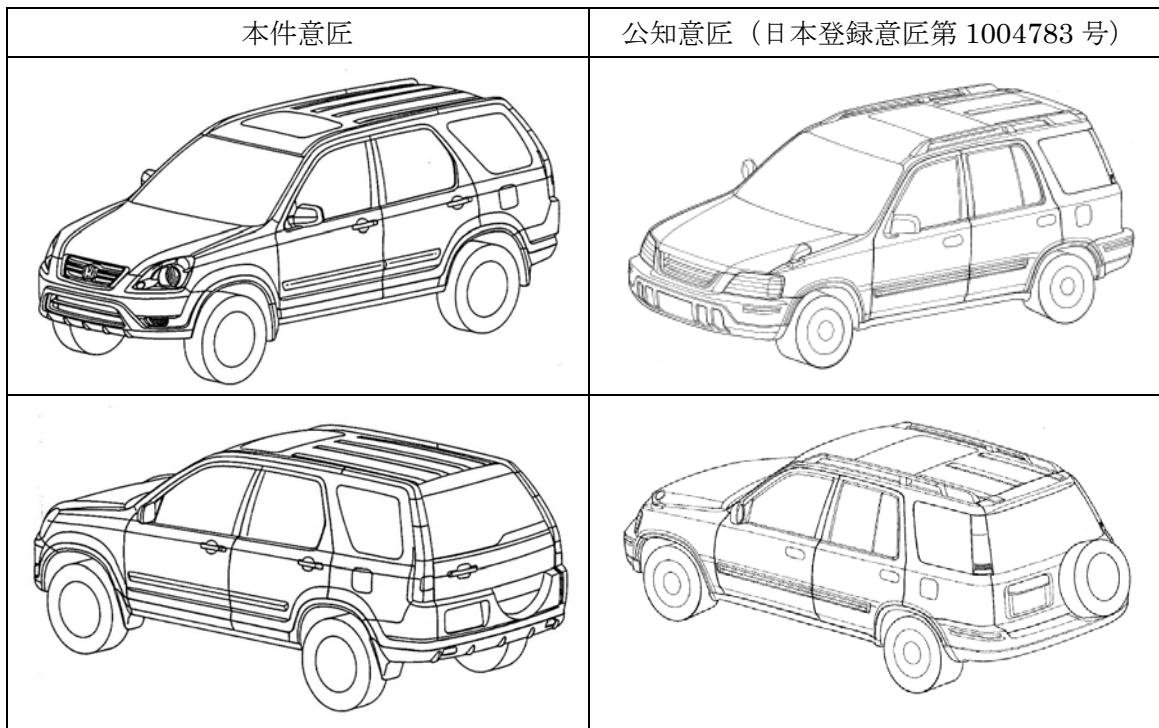
本田技研は、上記無効審決を不服として、北京市第一中級人民法院に提訴したが、該中級人民法院は、無効審決を支持する判決(以下「一審判決」という)を下した。

そこで、本田技研は、一審判決を不服として、北京市高級人民法院に提訴したが、該高級人民法院は、一審判決を支持する判決(以下「二審判決」という)を下した。

本田技研は、二審判決を不服として最高人民法院に再審を申請したところ、上記無効審決、一審判決、および二審判決を取消す旨の再審判決がなされた。

以下、無効審決、一審判決、二審判決および再審判決の概要を紹介する。

2. 無効審決の概要



復審委員会は、本件意匠と公知意匠とでは、各部分の形状及び相互間の比例関係がほぼ同じであり、全体の形状も設計上の特徴もほぼ同じであると認定した。

復審委員会は、両意匠の外観上の幾つかの形状的な差異（ヘッドライトの形状等）の存在を認めたものの、これらの差異が微差であり、一般消費者に明らかに異なる視覚的効果を与えるものではなく、両意匠の共通点のため一般消費者が両意匠を混同すると判断した。

その結果、復審委員会は、本件意匠が公知意匠に類似するものであり、専利法第 23 条に規定する要件を満たさないため、本件意匠が無効であると判断した。

3. 一審判決の概要

本田技研は、上記無効審決に不服であるとして北京市第一中級人民法院に提訴したが、北京市第一中級人民法院は、自動車全体の外観において、一般消費者は、自動車全体のデザイン的特徴、輪郭形状、各部分の相互の比例関係等に注目し易く、両意匠の外観における幾つかの形状的な差異は、両意匠の全体の外観デザインに明らかに異なる視覚的効果を生じさせるには不十分であると判断し、復審委員会による無効審決を支持した（一審判決）。

4. 二審判決の概要

本田技研は、上記一審判決に不服であるとして北京市高級人民法院に提訴したが、北京市高級人民法院は、両意匠の類否判断の主体が、自動車という製品に対して常識的な理解のある消費者であるべきであり、該消費者は、意匠に係る物品の形状・模様を区別するのに一定の判断力を持っているが、形状・模様の僅かな変化には注意を払わないと述べ、下記のような判示した。

すなわち、一般消費者が本件意匠と公知意匠とを全体観察すれば、両意匠の差異は、意匠全体の視覚

的効果に対し顕著な影響がないので、両意匠は類似すると判断し、復審委員会による無効審決及び北京市第一中級人民法院による一審判決を支持した。

5. 再審判決の概要

本田技研は、北京市高級人民法院による二審判決に不服であるとして最高人民法院に再審請求したところ、最高人民法院は、下記のような判断を示した。

まず、最高人民法院は、係争対象である意匠と先行意匠との類否判断に際し、一般消費者の知識レベルと認識能力に基づいて全体観察を行い、両者の差を総合的に判断し、意匠の視覚的効果に顕著な影響を与えるか否かを判断するという方法が、専利審査指南に規定された基本的な方法であることを確認した。

そして、一般消費者に関し、係争対象である意匠に係る物品の同種又は類似の物品の意匠に対して常識的な理解ができ、意匠に係る物品間の形状、模様及び色彩の差に対して一定の識別力を有しているが、物品の形状、模様及び色彩の微差には注意を払わないと述べた。

ここで、「常識的な理解」とは、関連物品の意匠を知得しているものの、設計能力までは有していないが、基本的で単純な理解力しか有していないというものではなく、「全体」とは、物品の見える部分における全ての意匠の特徴を含み、その中の特定の部分ではなく、「総合」とは、意匠全体の視覚的効果に影響を与える全ての要素の総合であるとも述べた。

以上を踏まえて、最高人民法院は、係争対象である自動車の意匠の「全体」には、自動車の基本的な外形輪郭及び各部分の相互の比例関係のみならず、自動車の前面、側面、及び背面なども含まれるため、あらゆる方向から観察すべきであること、総合判断をする際には、係争対象である自動車の類型による特徴に基づき、自動車の意匠の全体的な視覚的効果に対する各部分の影響を考慮すべきであると判示した。

また、本件の係争対象である自動車の類型について、当該類型の自動車の外形輪郭が類似するため、その共通部分のデザイン的特徴は、当該類型の自動車に対する一般消費者の視覚的効果に与える影響が限られる一方、自動車の前面、側面、及び背面などの部分のデザインにおける変化は、当該自動車の一般消費者の注意をより惹きやすいとも判示した。

そして、最高人民法院は、本件訴訟において、本件意匠と公知意匠とでは、ヘッドライト、フォグラント、フロントフェンダーエプロン、グリッド、側面窓、リアライトセット、リアバンパー、ルーフ輪郭など装飾性の強い部分に差異が存在すると認定した。

特に、本件意匠におけるヘッドライトでは、①三角形に近似する不規則な四辺形デザインが採用されると共に、小さい歯部付の逆U形のフロントフェンダーエプロンおよび中央にバーのあるグリッドが設けられること、②車体の上部と下部が滑らかにつながるように、自動車の側面窓に不規則な四辺形デザインを採用すると共にリア窓およびリアライトセットが窓フレームにより分けられること、③自動車の背面に、ルーフ付近からリアバンパーの突出部まで延びる「上部が狭く、下部が広い」柱形ライトのデザインが採用されると共に、歯部付のU形リアバンパーが設けられることが、目立ち、インパクトも強く、強い視覚的効果を有すると判示した。

以上より、本件における係争対象のようなタイプの自動車の一般消費者にとって、上記のような差異は明確に認識できるものであり、本件意匠の図面に記載された自動車の外観と公知意匠に示される自動車の外観とを比較すると、全体の視覚効果を区別するには十分である。従って、上記差異は、本件意匠

と公知意匠の全体の視覚効果に顕著な影響を与え、両意匠は類似しないと判示した。

また、最高人民法院は、「本件訴訟においては、復審委員会の無効審決、一審判決、及び二審判決とも、両意匠の差異は認めたものの、当該差異が”微差”であることを理由として、その部分のデザイン的特徴を自動車の外観意匠の「全体」から排除し、両意匠の全体の外観輪郭のみを実質的に比較し、自動車の全体外観輪郭が係争対象である自動車の類型の一般消費者ではなく、自動車の一般消費者の視覚への影響が最も顕著であると認定したことから、本件意匠が公知意匠と類似し、本件意匠が無効であるという間違った判決を下したのである。」と下級審での誤りを指摘した。

6. 実務上の指針

上述のように、最高人民法院は、今回の再審判決において、物品の類型に応じて一般消費者の認識レベルを認定し、意匠の全体的な視覚効果に対する各部分の影響を考慮すべきことを判示した。

のことから、中国における意匠の類否判断の際には、特定種類の自動車のように全体の外形がある程度決まってしまうような物品の意匠については、各部の形状が意匠全体に与える影響をも検討すべきである。

以上